

# 手続きチェックシート お子さまが生まれたときの手続き

H29.5

※ 出生届提出後、以下の項目で該当するものについて、各窓口で手続きをお願いします。

(手続きに必要な書類等は、各窓口にお問合せください。)

※ このシートで例示した以外の手続きが必要な場合があります。

項目	チェック欄	手続き	窓口番号	担当課
国民健康保険		生まれたお子さまが国民健康保険に加入される場合  ※出産された方が国民健康保険に加入されている場合は、出産育児一時金の手続きが必要となる場合があります。	1階 3番	保険年金課
児童手当		必ず手続きが必要（出生後15日以内） 公務員の方（一部の方を除く）は勤務先で手続きをしてください。  ※児童手当、子ども医療の受付は京都市子ども家庭支援課（烏丸御池）にて行っていますが、区役所・支所においても申請書等を提出していただけます。		子どもはぐくみ室(*) (子育て推進担当)
子ども医療		子ども医療費の支給を希望される方 中学校3年生までの子どもが対象です。		
ひとり親家庭等医療		受給資格が新たに生じる方 (受給資格)  ひとり親家庭等の児童（18歳になって最初の3月31日まで）と父母等（所得制限あり）	西庁舎 1階 19番	子どもはぐくみ室 (子育て推進担当)
児童扶養手当		受給資格が新たに生じる方 (受給資格)  母子家庭・父子家庭等で、18歳になって最初の3月31日までの児童又は20歳未満で概ね中度以上の障害のある児童を扶養している方（所得制限あり）		
出生通知書		出生通知書を出されていない方  母子健康手帳に添付されている出生通知書（はがき）を郵送又は持参	西庁舎 1階 18番	子どもはぐくみ室 (子育て相談担当)

## 京都市北区役所

〒603-8511 京都市北区紫野東御所田町33番地の1 (代表番号) 075-432-1181

この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。  
コミュニティ回収や古紙回収等にお出しく下さい。

